

人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、令和4年度における市の人事行政の運営等の状況を公表します。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 任命権者別一般職の職員の任免および職員数の状況

(人)

区 分	令和4年4月1日 現在職員数	採用等の状況	退職等の状況	令和5年4月1日 現在職員数
市長の補助	594 (31)	72 (8)	73 (7)	593 (32)
市立総合病院	796 (13)	84 (1)	78 (4)	802 (10)
議会	11	4	4	11
教育委員会	95 (14)	28 (3)	25 (5)	98 (12)
選挙管理委員会	4	2	2	4
監査委員会	4	1	1	4
農業委員会	0	0	0	0
ボートレース事業	16	3	3	16
計	1,520 (58)	194 (12)	186 (16)	1,528 (54)

(注) 1 ()内は、再任用短時間勤務職員のことです。

2 職員数は上記のほか、東京都十一市競輪事業組合へ1人、東京都(島しょ)へ1人、東京市町村総合事務組合へ1人派遣し、令和5年4月1日現在の青梅市の総職員数は、1,531人となります。

(2) 昇任選考の状況

昇任は、能力主義、成績主義に基づき行っています。管理職候補者等を見出す方法として昇任選考を課しています。

2 職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を行っています。令和4年度は、次のとおり実施しました。

評価期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

評価対象者 全職員

評価項目 業績、態度、能力

3 職員の給与の状況

(1) 初任給の状況(令和5年4月1日現在)

(円)

区 分	初任給
一般行政職	高校卒 152,200
	大学卒 187,900

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

区 分	令和5年4月1日現在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	円 313,124	円 427,960	歳 月 42 6
一般技能職	314,045	389,077	58 9
医 療 職	313,110	395,618	45 1
企業職(市立総合病院の職員)	310,163	497,789	39 4
企業職(ボートレース事業の職員)	337,349	478,731	42 6

(注) 1 平均給料月額は、4月に職員に支給される基本給としての給料を職員数で除したものです。

2 平均給与月額は、4月に職員に支給される給料と職員手当(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当等)の合計額を職員数で除したものです。

(3) 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

手当の種類	内 容				
扶養手当 (部長職を除く)	配偶者 6,000 円 (課長職 3,000 円) 子ども 9,000 円 父母等 6,000 円 (課長職 3,000 円) 特定期間の加算 4,000 円 (16 歳~22 歳の子がいる場合に子どもの金額に加算)				
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の 15%				
住居手当 (管理職を除く)	35 歳未満の世帯主等(借家・借間) 15,000 円				
通勤手当	交通機関 6 か月定期等の最も経済的な額 自動車等 使用距離に応じて 2,600 円~15,000 円の範囲内の額				
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康その他特殊な業務についたときに支給される手当				
期末、勤勉手当	(令和4年度支給実績) (月分)				
			6 月期	1 2 月期	合計
	部長職	期末手当	0.900	0.900	1.800
		勤勉手当	1.325	1.425	2.750
	課長職	期末手当	1.000	1.000	2.000
		勤勉手当	1.225	1.325	2.550
係長職以下	期末手当	1.200	1.200	2.400	
	勤勉手当	1.025	1.125	2.150	
退職手当 (支給率)	勤続 20 年 23.00 月分	勤続 25 年 30.50 月分	勤続 35 年 43.00 月分		
管理職手当	部長 106,500 円	担当部長 92,600 円	課長 80,000 円		
その他の手当	上記の他に単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、労働基準法の規定に基づいて支給している時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当などがあります。				

(4) 特別職等の報酬等の状況

区分		給料月額等
給料	市長	1,010,000
	副市長	880,000
	教育長	805,000
	病院事業管理者	1,300,000
	モーターボート競走事業管理者	720,000
報酬	議長	625,000
	副議長	560,000
	議員	530,000

(円)

		(月分)	
期末手当	市長	6 月期	2.225
	議長	1 2 月期	2.325
	副市長	合計	4.550
	副議長		
	教育長		
	議員		
	病院事業管理者		
	モーターボート競走事業管理者		

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

職員の勤務時間は、午前8時30分~午後5時15分の1日7時間45分、週38時間45分です。

(2) 休暇等の概要

休暇等の種類は、年次休暇、病気休暇、産前産後の休養、育児休業、長期勤続休暇等です。なお、年次休暇の昨年の平均取得日数は、14.9日です。

5 職員の休業に関する状況

育児休業および部分休業の取得状況 (人)

区 分	育 児 休 業	部 分 休 業
男 性 職 員	9	1
女 性 職 員	5	7

※ 総合病院診療部門を除く。

6 職員の分限および懲戒処分状況

(人)

区 分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0	33	0	0	0	1	0	0

7 職員のサービスの状況

職員は全力で職務遂行にあたらなければなりません。守るべき義務は次のとおりです。

(人)

区 分	違反者
職務命令等に従う義務	0
信用失墜行為の禁止	1
守秘義務	0
職務専念義務	0
政治的行為の制限	0
争議行為等の禁止	0
営利企業等の従事制限	0

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法において退職職員による現職職員への働きかけが規制されており、青梅市職員の退職管理に関する条例に基づき、職員の退職管理の適正化を図っています。

令和4年度末における退職者（課長職以上）の再就職等の状況

(人)

区 分	再 就 職 者 数
本 市 外 郭 団 体	2
民 間 企 業 等	1

※ 総合病院診療部門を除く。

9 職員の研修の状況

一般研修、実務研修等やその他派遣研修、独自研修などを行っています。

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度

青梅市職員互助会を設置し、職員の会費および市の交付金などで運営しています。

職員の共済制度は、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業を行っており、社会保障制度の一環とされています。

(2) 公務災害補償

公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

補償件数 (件)

区 分	傷 病	死 亡
公務災害	3	0
通勤災害	0	0

※ 総合病院診療部門を除く。

1 1 公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件や処分に関して、公平委員会に対して、措置の要求や不服申立て、苦情の申出等を行うことができます。

措置の要求、不服申立て、苦情処理の状況 (件)

区分	年度当初係属件数	年度中申立て・相談件数	年度中処理件数	年度末係属件数
措置の要求	0	0	0	0
不服申立て	0	0	0	0
苦情処理	0	2	0	0